

# 世界美術全集

9

日 本 I



# 世界美術全集

9

日本 I

古代



平凡社

# 世界美術全集

B

第 9 卷



都内豫約特價 780圓  
地方豫約特價 815圓

昭和27年12月20日 初版第一印刷  
昭和27年12月25日 初版第一發行

編集兼 下中彌三郎  
發行者 東京都千代田區四番町4番地1  
印刷者 塩原康人  
東京都千代田區四番町4番地1  
發行所 株式会社 平凡社  
東京都千代田區四番町4番地1  
振替東京 29639番  
電話九段 4882-4番  
4895-6番

本文オフセット印刷 株式会社 東京印書館  
圖版グラビア印刷 東京都板橋區成増町253  
原色版印刷 電話 練馬北町236番  
13, 14, 15, 16  
本文插圖印刷 八洲印刷株式会社  
東京都北區王子町1086  
原色版製版及印刷 光村原色版印刷所  
東京都品川區東大崎1の532  
原色版製版及印刷 便利堂  
1, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12 京都市中京區新町竹屋町下ル  
原色版製版 柴田製版所  
13, 14, 15, 16 東京都澁谷區伊達町14  
本文插圖製版 三葉製版株式会社  
1-11, 69-220 東京都文京區小石川町1の1  
本文插圖製版 技巧社  
12-68, 221-261 東京都豊島區西巣鴨4の257  
特選用紙 三菱製紙株式会社  
東京都千代田區丸ノ内2の5  
表紙背革 小林商店  
東京都墨田區鹿橋1の9  
表紙平クロス 日本クロス工業株式会社  
京都市右京區西京極宮ノ東町1  
製本 和田製本所  
東京都文京區柳町24

# 日本古代

---

## 編集委員

新 規 矩 男	江 上 波 夫	岡 鹿 之 助
菊 池 一 雄	須 田 國 太 郎	關 野 克
田 中 一 松	谷 信 一	谷 口 吉 郎
富 永 惣 一	長 廣 敏 雄	土 方 定 一
增 井 經 夫	水 野 清 一	村 川 堅 太 郎
村 田 治 郎	山 田 智 三 郎	吉 川 逸 治
米 澤 嘉 圃		

---

凡 例

一、この一卷は本全集の中で日本美術に割りあてられた四巻中の第一巻「日本古代」として、日本が中國の六朝隋唐の文化を受容して、古代律令國家の體制を成立展開させた六世紀頃から九世紀頃にかけての期間、すなわち日本美術史上の飛鳥、白鳳(奈良前期)、天平(奈良盛期)、貞觀(平安初期)の四時期における建築、彫刻、繪畫、書蹟、工藝などの最も主要な作品を、各領域ごとにほぼ時代順に配列圖示し、その時代概説や各作品の解説、その他古代美術史關係の年表、地圖、參考書などを附載したものである。

一、この巻所載の飛鳥時代よりも以前の美術については、この全集の第一巻「原始時代」と第二巻「古代初期」とを参照されたい。

一、この巻所載の貞觀期の美術は、次の日本第二巻「日本中世」に掲げる藤原期の美術とともに、總括的には平安時代の美術として理解されなければならない。元來、平安時代九世紀から十二世紀にわたる四〇〇年間は、古代社會の展開以後その解體に立到る期間として、その中に早くも中世世界の成立をはらみながらも、總括的にはなおこれを古代に攝して解釋すべき點が多い。したがって古代篇を九世紀の貞觀期で終らせることは必ずしも妥當とはいいがたいであろう。しかし日本美術を四巻にまとめる便宜の上から、一應ここで打切ることとしたが、もちろん古代美術の問題はさらに次巻の中世篇にも残っていることを諒承されたい。

目次

日本古代

飛鳥・白鳳・天平・貞觀

律令國家體制の成立

古代の建築

附・古代の瓦

古代の彫刻

古代彫刻の技法

古代の繪畫

古代の書蹟

古代の工藝

1

8

26

55

66

93

99

世界美術全集

第 9 卷

圖版 原色版

一六圖

三二頁

グラビア版

一三七圖

一〇八頁

本文插圖

二六一圖

圖版解説

253

參考書目録

304

参照地圖

二圖

插圖目録

309

年表

297

圖版目録

312

本卷執筆者

清	野	淺
昭	直	上
夜	田	龜
之	崎	川
雄	池	菊
健	野	久
剛	林	小
夫	山	小
松	中	田
郎	山	田
助	岡	西
六	間	野
男	山	福
章	下	松
郎	口	溝
久	利	毛
行	邊	山

# 律令國家體制の成立

## 一、統一國家日本の成立過程

原始社會から自然發生的に成立した部落的小國家、そうしたものの群立によつ



1 櫻井附近より眺めた飛鳥三山

て形成されていた倭國は、一世紀ごろから三世紀ごろにかけて、統一ある國家形態をとる方向に進んでいった。その中軸となり、群小國家にたいしていちおうの政治的統制をおこなったのが、天皇家を首長とする、いわゆる大和朝廷である。大和朝廷による倭國の統一への方向は、そののち、いよいよ強化されていった。その過程には、四世紀から五世紀にかけて、倭國軍が海をわたつて朝鮮半島に攻め入り、百濟(百濟)、新羅(新羅)二國を打ち破つてその住民を臣民とし、さらに進んで高句麗國の軍兵ともしばしば戦うというような對外的現象もあれば(高句麗「好太王碑」美全7挿19)、一方にはまた、五世紀から六世紀ごろにかけて、大和朝廷の武王(雄略天皇とされる)によつて「むかし祖禰(祖光)より、みずから甲冑をつらぬき、山川を跋涉して、寧處にいとまあらず、東は毛人五十五國を征し、西は衆夷六十六國を服し、海北九十五國を渡り平げ、王道は融泰なり」と宣言されるような對内的現象もみられた(宋書「夷蠻傳倭國」)。

こうした強化過程のもと、大和朝廷の群小國家にたいする關係はいきおい變つてゆき、従来の統制形態は支配形態へと進みつつあつた。そのころの社會は、いわゆる氏族社會で、氏族を社會構成上の單位とした。その原型は、部落的小國家の首長の同族團(血縁團體)を氏族といい、その族長を氏上、その成員を氏人とよび、氏上が首長として氏人をひきいて政治的生活をするとともに、氏族には生産階級としての半自由民の部民や、不自由民の奴婢が附屬しているのであつた。そしてこうした氏族を基盤とする部落的小國家は、まず大和朝の統制下にたち、ついで支配下になつたわけであるが、そのさい小國家の首長、つまり氏族の氏上は、朝廷での役割にしたがつて、それぞれ官職的な性質の姓をもつた。蘇我氏の大臣とか、大伴氏、物部氏の大連などは、その代表的な場合である。

姓による諸氏族、または小國家群と大和朝廷との政治的關係の確立は、朝廷の倭國の統一者としての地位をいよいよ鞏固なものにし、その勢力を強大にしていた。仁德天皇(四世紀中期)の陵(墓)といわれる大仙陵(美全2挿21)は前方

後園式の古墳であるが、その前方の幅三〇五メートル、後園の直径二四五メートル、高さ三四・六メートル、墓の全長四八六メートルもあり、周囲には三重に塚があり、総面積が約一五三萬四千平方メートルに及ぶ世界最大の墓であつて、これを築くのに延四、五千萬人の人夫を必要とするといわれるのに照して、當時の天皇家朝廷の勢力の強大さがわかる。



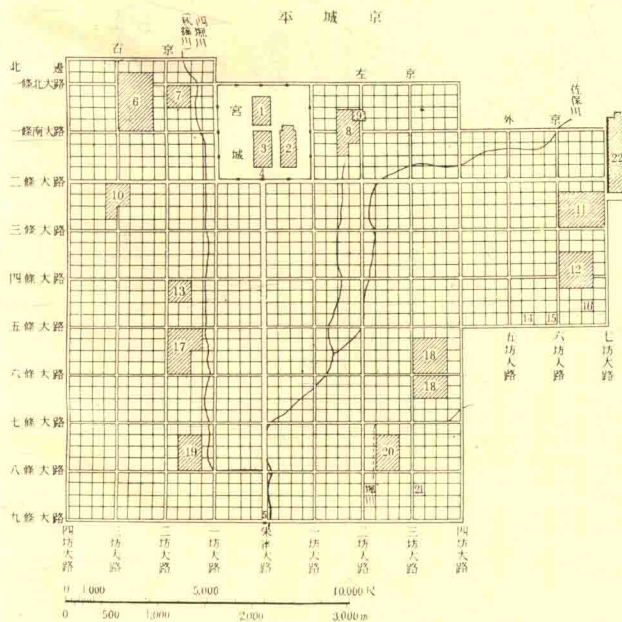
2 法隆寺西院 全景 7世紀 奈良

帝（五世紀末期）から「使持節都督、倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六國諸軍事、安東大將軍倭王」という稱號をさすけられているのは、そのあらわれだといえる（宋書「夷蠻傳倭國」）。

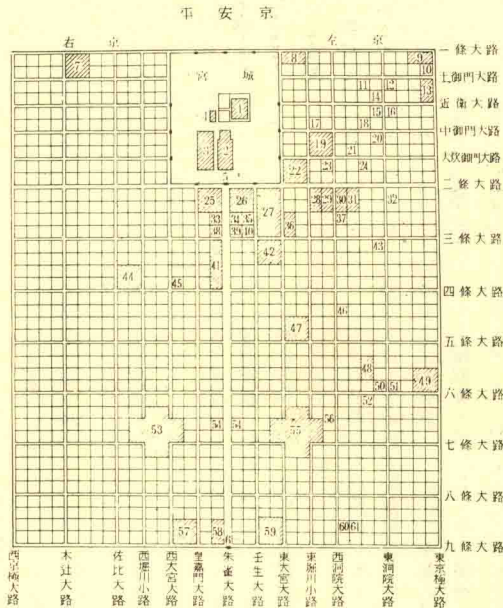
ところでこうした態度にてた主因は、倭國の生活程度文化度が、中國などの場合にくらべて格段のひらきがあつたところにある。つまり文化による征服が政

このように大和朝廷の勢力は國內的に増加した。しかし對外的に、中國の帝王にたいしては臣下としての禮をとり、その屬國あつかいをうけていた。それは古く小國家群立のころからのこと、一世紀のなかごろ、倭の奴國王が後漢の光武帝（B.C. 57 A.D. 6）に物をおくり、印綬——それは「漢委奴國王」の金印であるとされる——を與えられたり、おなじく倭の國王師升が生口（奴隸）百六十人を「獻」じたりしているのはそれであるが（後漢書「東夷傳倭」）、そうした態度は、群小國家を統轄した大和朝廷においてもひきつがれたので、さきの武王なども、使者をやつて宋の順

平城京

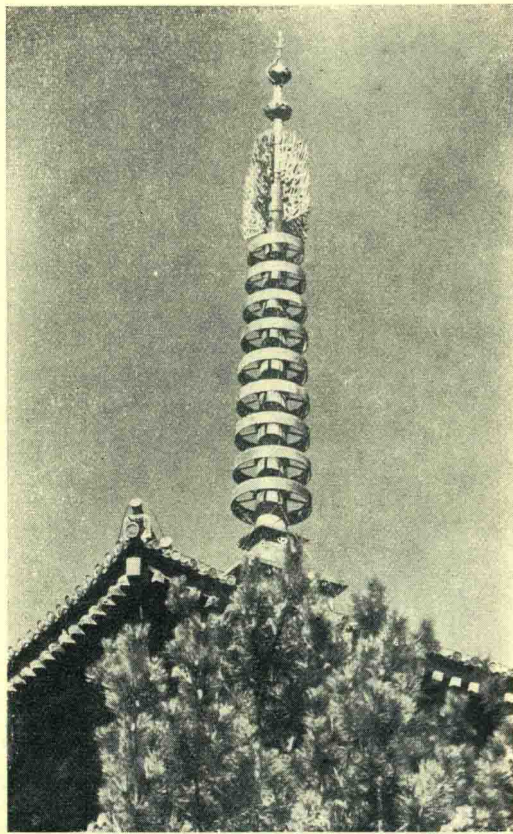


平安京



3 平城京と平安京

- 〔平城京〕1.内裏 2.朝堂院 3.南苑(?) 4.朱雀門 5.羅城門 6.西大寺 7.西隆寺 8.法華寺 9.角寺 10.菅原寺 11.興福寺 12.元興寺 13.唐招提寺 14.葛木寺  
 15.佐伯院 16.紀寺 17.藥師寺 18.大佛寺 19.西市 20.東市 21.德積寺 22.東大寺  
 〔平安京〕1.内裏 2.朝堂院 3.豐樂院 4.眞言院 5.朱雀門 6.羅城門 7.宇多院 8.一條院 9.染殿 10.清和院 11.土御門殿 12.高倉殿 13.京極殿 14.枇杷殿 15.小一條殿 16.花山院 17.本院 18.菅原院 19.高陽院 20.近院 21.小松殿 22.冷泉院 23.陽成院 24.小野宮 25.倉倉院 26.大學寮 27.神泉苑 28.堀河院 29.閑院 30.東三條殿



4 東塔相輪 銅 690—730 奈良 薬師寺

政治上に反映したわけである。そしてこの結果は、中國文化の倭國へのさかんな流入という現象がみられたわけである。中國文化のうち、まず青銅器、ついで鐵器など金屬器の移入されたことは、倭國の文化の向上にとくに大きな影響をもたらしたので、そのうち青銅器（銅鐸、劍、杵、鏡など）の遺物は、西は九州から東は關東地方にまでおよんでいるが、やがてこれらは倭國でもつくられるようになった。

この倭國製の青銅器のうち、五世紀ごろの太刀（肥後國江田古墳發掘太刀）や鏡（紀伊國隅田八幡宮鏡）などには漢字が書かれていて、そのころすでに中國から文字が傳わり、倭國でそれが用いられていたことが知られる。傳説では、これより前に漢字が倭國にはいり、同時に漢學も傳わり、學習されたこととなっている。そうした漢字、漢學の傳來によつて、倭國の思想面に新しい開拓がなされた。さらにこれについて六世紀のころ、佛教が傳來した。これはインドから中國へ、それから朝鮮をへて傳來したもので、倭國の宗教面に新しい開拓をすると同時に、それに附隨する美術の上にも大きな革新をもたらした。

それだけではない。こうした新しい文化が中國から直接間接に流入するにつれて、政治上の形勢も敏感に受けいられることになった。六世紀から七世紀にかけて、中國ではながい間の混亂した國情を清算して、隋によつて、ついで唐によつ

て、空前の大統一國家が形成された。それが朝鮮半島にも影響して、新羅が分立の小國を併呑して、統一國家の方向に進みつつあつた。そしてそれが倭國にも波及した。新羅の擡頭によつて、從來の朝鮮にたいする大和朝廷の支配權が否定されはじめるとともに、國內事情として、朝廷の勢力の増大につれて大氏族の勢力も増大し、朝廷の支配權に異變をきたしたところから、この状態を一掃して眞の統一國家に改造する必要がある、それが中國、朝鮮の形勢に刺戟されて實現の方向に進んだ。

この線にそつて、いちおうの新統一國家の體制を樹立したのは七世紀初期のこととて、それは推古天皇の攝政聖德太子（*Shōtoku*）と大氏族の代表大臣蘇我馬子（*Soga*）との政治力を支柱として形成された。その場合に政治力は、從來の理念、行きかたを止揚して、新しい文化である中國系統の儒學など、およびインド系統の佛教を採用することによつて具體化され、實現された。とくに佛教を手段とするものが多かつた。遣隋使の派遣が中國文化の移入を目的としたものであり、また朝廷の役人の秩序をきめる標準として、姓をやめて位階制を定め、はじめて曆日を採用したことなどは、中國系統の文化を手段としたものである。それは成文法のはじめてである十七箇條憲法の場合にも同じであるが、その一箇條に、とくに「篤く三寶を敬え」と規定しているのは、佛教を重視したことあらわである。

佛教の重視は、朝廷や諸氏族によつて寺院が多く建立されたことを手段として、最もはなばなく發揮された。法隆寺（挿234）はその代表的なものである。寺院における壯大な建物、端嚴な佛像、微妙な音樂、僧侶の莊重な讀經、儀式などは、形象化された綜合藝術として、民心におよぼす影響は、中國流の文化にくらべて一段と端的な効果をもたらした。またその教旨にたいする理解も、いちおう進んだものがあつたらしく、聖德太子のごときは法華、勝鬘、維摩三經の註釋<sup>223</sup>義疏を作つている。その實物は現存し、紙に書かれた最古の筆蹟とされる（挿223）。

こうして、佛教を主軸として文化は進歩をみせた。しかし、これは當時の朝廷のあつた大和國飛鳥地方という、限られた地域における限られた階級の人々<sup>224</sup>朝廷關係の人々のあいだに主として繁榮したものであつた。そしてこうした事情は、文化そのものが形式面を優位にして向上したという事情とあいまって、その當事者としての爲政者に錯覺をあたえ、ひいては新しい統一國家體制の樹立を表面的なものに終らせた。したがつてここに樹立された體制は、聖德太子の死とともにくずれてしまつた。

しかし新しい國家體制樹立の必要は消滅しなかつた。氏族社會における矛盾の

受想行滿可得不可得得謂此言身有如何可言身色若可得若不可得謂語是菩薩摩訶薩即受想行藏若可得若不可得謂語是菩薩摩訶薩

大般若波羅蜜多經卷第三

藤原宮希萬 天皇以慶雲四年五月十五日登遐三光燦然四海遐邇齊長慶殿下地無天倫情深痛極報乃為天皇敬焉大般若經六百卷用是變刻之誠焉

和銅五年歲次壬子十一月十五日庚辰竟

用紙十七枚

北宮



5 聖德太子像 紙 7世紀末—8世紀初 御物

從來の氏族を單位とする社會組織は原則として否定され、これに照應して土地・人民は、氏族の私領・私有から國家に天皇に移されて公地・公民とされた。そのために全國的に人口が調査されて戸籍ができて、それに公地が均分されて班田收授法(口分田法)が實施された。これらを經濟的財政的基礎として、天皇を頂點とする統一國家體制ができたので、天皇から中央政府に二官・八省、それから地方官廳に國・郡・里(郷)、それから公民へという命令系統を通して、全國は完全に天皇を中核とする中央政府に朝廷の支配下にたつこととなつた。

この形勢は、いきおい天皇の社會的地位を現神にまでせりあげるとともに、政治的には絶對的専制君主の性格を強めていつた。八世紀中期の聖武天皇(在位724—749)がみずから「それ天下の勢をもつものは朕なり、天下の富をもつものは朕なり」と宣言し(聖武紀)、九世紀初期の嵯峨天皇(在位809—823)につき客觀的に「食國の内物、皆國皇の物にして、針を指す許の末も私の物としてはすべて無きなり、國皇の隨自在の儀なり」とさしているのは(日本靈異記)下、こうした性格を示すものである。これに

激化と、中國、朝鮮における統一政治の進展とは、一段とその必要の度合をつよめた。この情勢のもと、中國系統の文化に儒學の政治的理念を主軸として、社會組織の改變にまず關連する政治上の革新が、中大兄皇子(626—671)、中臣鎌足(614—669)などによつて企てられた。そしてここに大化改新の政治がみられ、それを契機として、天皇家によつて支配・統一されてきた倭國は、あらたに統一國家日本としてあらわれた。

## 二、律令國家體制の成立

統一國家日本の國家體制は中國流の成文法に律令を具體化したもので、それはきわめて高度なものであつた。そこでは

つれて、天皇の幕僚としての官人の権力も増大してゆき、官職を私有獨占して本來の人材登用の原則は忘れられ、ここに世襲化の方向をたどり、ついに貴族という特殊な權力階級を形成させるようになった。その過程には支配圏の擴張がともない、東北地方の蝦夷征伐、西南地方の隼人の征服、西南諸島の歸屬などがみられ、ついに九世紀ごろになつて、日本全土は五畿、七道、六十六國、二島という行政區劃に固定することとなり、またこの線にそつて、朝廷の所在地に都は、藤原京から奈良京へ、さらに平安京へと、規模をしいだいに大きくして經營されてゆき(挿322)、白鳳文化から天平文化(奈良文化)、弘仁・貞觀にはじまる平安文化へと進展してゆき、その培養基としての朝廷からの遣唐使は、九世紀末期までしきりに派遣され、さかんに中國の文物が移入された。

したがつて、當時の文化は異國的性格の濃厚なものであつた。行政から司法、軍事、交通、經濟、財政、教育などにいたるまで、その組織はほとんど異國的理念にもとづいて具體化された。文學、美術、藝能などにしても、異國系統のものであるか、またはその影響をつよく受けたものであつた。そのことは、八世紀から十世紀にかけて鑄造された貨幣(皇朝十二錢)を代表としてあげることができ、經濟的要求よりも、中國流を模倣し、國華をほころうとする外交政策的

東大寺一切經司所

請一切經目錄事

在於彼寺經律論並章疏傳等之目錄是也

右被今日六月日內宣傳

件經律等目錄暫時

令請者今依宣旨

差登子上君麻呂

充使令奉請具狀

故牒

天智元年七月七日

今奉宣旨令奉請具狀

7 道鏡 藤紙 762 奈良 正倉院

な見地から實現されたものであつた。こ  
うした異國系統の文化は、これを分析す  
れば、中國のなもの、インドのなもの、  
西域のなものから構成されている。その  
うちインドのなもの、西域のものは間  
接に傳來したので、いちおうは中國色を  
おびていた。當時の中國は唐の時代であ  
り、唐は一時は空前の大領土をもつた大  
帝國であつた。だから西域地方より西の  
東ヨーロッパ、エジプトなどの文化まで、  
唐に集中された。そうした唐の文化が日  
本に流入したわけて、その遺物は多く現  
存する。

ところでこうした文化のうち、最もは  
なばなしかつたのは、やはり佛教的文化  
であつた。そこには鑑眞(687—733)な  
ど、外國僧の歸化もあれば、良辨(689—  
773)、行基(670—749)、空海(773—835)、  
最澄(767—822)などの高僧の輩出もみ  
られた。八世紀のなかごろまでの古京



8 鳥毛立女屏風 部分 紙

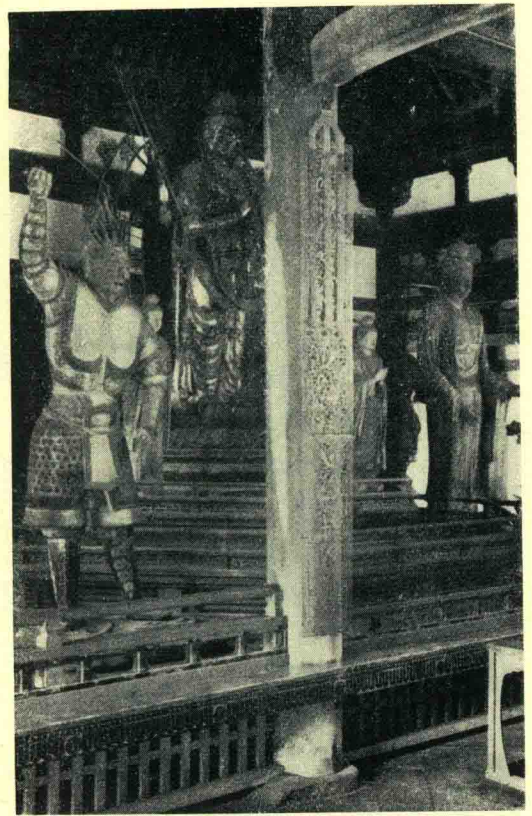
8世紀 奈良 正倉院

(奈良京)の六宗に、後期の天台、眞言の二宗を加えた八宗の成立もみられた。  
東大寺(插40)を中軸とする諸國二分二寺(僧尼)をはじめ、唐招提寺、藥師寺、  
大安寺などの官寺、勅願寺、定額寺などが、朝廷、官人、貴族によつておびただ  
しく建立された。寫經司が官設されて、佛經の書寫が大規模になされた。それだ  
けではない。固有の信仰の對象である神社にまで侵入して神宮寺などが建てられ、  
僧侶が神前で讀經し、本地垂迹説が成立し、しだいに神佛習合説を完成させてい  
つた。

さらにそれだけではない。僧侶をとりしめる官職にある僧綱が、俗人をもとり  
しめる行政面にものりだした。當時の政治は律令によるものであり、それは儒學  
の理念に發足したが、八世紀のなかごろ、朝廷は儒學の五常(仁、義、禮、智、  
信)と佛教の五戒(偷盜、邪淫、妄語、殺生、飲酒)とを、行政上の規範とすべ  
きことを官人に指令している。したがつてそこに「萬法のうち、佛法は最上なり」  
という見方が成立し(元興寺「露盤銘」)、その實踐として、絶對的専制君主とし  
ての聖武天皇が、佛像に向つて「三寶の奴と仕え奉る」という態度さえみられた  
〔聖武紀〕。こうした趨勢は、ついに僧綱の行政面への進出となり、そこに僧立  
坊(746)、道鏡(772)などがあらわれた。この現象は、官人、貴族の自覺に  
よつて反撃を受け永續しなかつたが、しかし佛教の國政上に占める地位にはゆる  
ぎもたらさず、佛法で國家を鎮護し、民生をゆたかにするといふたてまえが政  
治上に支持され、そのために、盛大莊嚴な佛教的儀式がひきつづき公的におこな  
われた。

ところで、こうした佛教を諸要素とする外來系統の文化も、移植後には  
多少とも日本化されつあつた。それは八世紀末期ごろからようやくい  
じるしく、天台宗について「印度・斯那」にもみない佛教であるといわれ  
るほどであるが(「教時評論」)、遣唐使の派遣がなくなつてからは一段と  
日本化は促進された。

その代表的なものは假名の發達で、ついに「日本國は、誠に如來の金  
言(佛經)たりといへども、ただ假名をもつて書き奉るべきなり」(「懷中  
抄所引江談」)とまでいわれるようになった。古くからの漢字による表現  
法は、漢字をならべて文章をつくるのであつたが、それは純漢文脈である  
といふところにかかわらず、すくなくも外形的には中國風であつて、九世紀ごろ  
までは、それが一般におこなわれ、「古事記」(712)「日本書紀」(720)など  
の史書、「風土記」(713詔)のような地理書、「懷風藻」(751)などの詩文集は



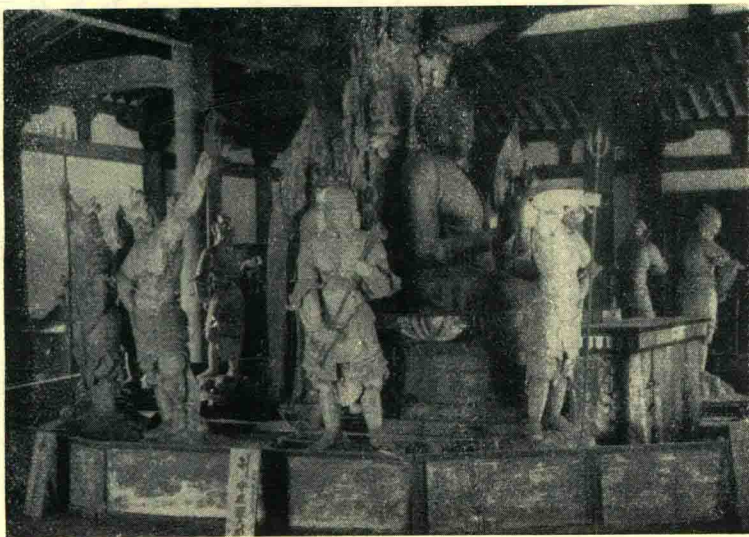
9 東大寺 法華堂 内部 8世紀 奈良

もとより、固有の歌をあつめた「萬葉集」にしても漢字の羅列であつた。だが、それは表現に不都合であつたために、十世紀ごろから、漢字を省略して片かな、漢字の草體を簡略にして平がなをみだした。そしてこの假名と漢字との混用による表現を通して、形式上はもとより、多分に内容上においても日本的な文學が大きく發展することとなつた。

こうした假名の案出という、文化の日本化を象徴する現象を生みだした十世紀前後は、社會的に一般に、中國的な體制、したがつて律令的なものを止揚しはじめた時代である。經濟・財政の基礎としての班田制は多分に中國流を模範とした組織で、人民と土地の生産物とを組合せて配給するところにその特色があつたが、それは人民のための組織であるよりも、官廳・官人の經濟をまかなうための組織であつて、その場合には、階級に相應して配給量と配給物の組合せとがちがつていた。ところでこの組織には、配給物、とくに土地と人民との組合せが、年月の推移にそいにくいという缺陷をもつており、それが八世紀ごろすでに現實化しはじめた。そこでこれを緩和する便法として墾田策がとりあげられたが、この便法はしだいに擴大されてゆき、ついに班田制に致命的な侵害をくわえることになつた。墾田を主流として、班田制とは反對の私有・私領主義の莊園制が發達したから、十世紀前後から、その傾向はめざましいものとなつていつた。

その場合に、この莊園制の發達に主導的な役割をもち、莊園のうえに乗り、莊園を經濟的基礎としたのは、律令體制において政治的に優位を占めたものゝ天皇家をはじめ高位高官などの貴族と、官廳の性格をもつ大社寺とであつた。こうして貴族、大社寺のもとに莊園が集中することとなり、したがつて貴族、大社寺の經濟の莊園に依存する度合は、年とともに擴大していつた。このように經濟基礎の變化につれて、貴族などの性格もまた變わりつつあつた。律令規定どおりの官職によつて、おなじく規定どおりの政治がほぼおこなわれたのは、八世紀ごろまでであつて、以後になると、まず令外官が置かれる情勢をたどり、ついに變質した律令政治としての攝關政治の出現をみた。そしてこのことは、從來の天皇の絶對專制君主制が實質的に止揚され、貴族群中の貴族としての藤原氏によつて政治の實權が握られたことを意味した。

こうした貴族藤原氏による攝關政治は、十世紀前期における延喜・天曆の治をも形骸的なものとして、いよいよ進行し、十一世紀初期における道長(966—1027)にいたつて、その頂點に達した。彼の「徳は帝王のごとくにして、世の興亡はただ我(道長)の心にあり」とまでいわれ(小右記)、その子關白頼通(992—1074)の出行のさまについて、あたかも「行幸のごとくにして、天に二日あるに似たり」と



10 新薬師寺 本堂 内部 8世紀 奈良



11 傳橋逸勢筆 南圓堂燈籠火袋銘 部分  
銅 816 奈良 興福寺

いわれ(同上)、おなじく頼通の場合として、「今の關白第は、これ朝廷に異ならず」と批判されているのは(春記)、藤原攝關家の政治的地位をよく示すものである。

その場合に、この攝關の地位は藤原氏の自家の子孫によつて世襲されていったが、これにつれて一般に官職の世襲の風が馴致された。これは經濟的な莊園の發達過程における貴族の占める役割との關連において、舊氏族制の復活をおもわせるが、そうした復活とみまがわれるところに日本化の性格がひらめいている。と同時に、世襲における固定性は政治的行事をも固定させ、ひいては政治そのものを遊戯化させてゆくとともに、政治にあたる貴族の生活を頽廢的なものにした。こうした一連の現象は、律令政治が本來的にもつていた體裁主義形式主義の生む當然の歸結であつた。そしてこうした政治形態のもとに生育したのが、藤原文化である。だからこの文化は、いきおい京都貴族の趣味を満足させるためのものであつて、そこに、地域的にも階級的にも、孤立性が濃厚であるとともに、またそのゆえに、田舎、民衆にたいしては大きな權威を發揮することができた。當時の文化を代表するものは文學であるが、そのまた代表は、紫式部(978—1016)における「源氏物語」(1002—1007)のごとく、女流の作品である。これらの女流

は、だいたひ下層貴族の娘の宮仕にたつたものであるが、彼女たちは、宮仕による生活環境から、意識的には上流貴族化したり、富家の犬のたよのような錯覺におちいつていた。こうした女流の作品、したがつてそこにもたらされた生活文化が、いかに權威をもち憧憬されたかは、田舎廻りの貧乏な一地方官の娘(菅原孝標女—更級日記の著者)の場合からは推測されよう。

### 三、封建國家體制の胎動

そうした權威をもつ文化、またそれをはぐくむ環境も、孤立的であり頽廢的であるかぎり、そこに脆弱性を内在させていた。そうした文化をもつ貴族の生活、またこの貴族の占める政治的地位を支持する經濟的基礎は、没落過程にたつ班田制と上昇過程にある莊園制とであり、この二本立の經濟のうち、莊園制の場合が優位であり、貴族はその自家・領家として、ゆたかな經濟的基礎をもつていた。このようであつたが、それも外観上でのことで、内實にたちいると、さわめて不安定なものであつたことは、「宇津保物語」などを一讀すればよくわかる。權勢をはこる貴族も、そのよつてきたる優位な政治的地位を失脚すれば、たちまち莊園からの經濟は涸渇する。というのは、莊園の自家・領家としての彼ら貴族の地位には、不在地性をまぬがれなかつたからで、それがひいて彼ら貴族の經濟生活を不安定で脆弱なものとしたのである。

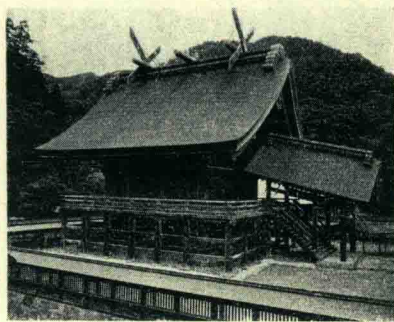
このような事情から、莊園制の進行は一見、彼ら貴族の生活を有力に支えたやうではあるが、實質的にはかならずしもそうではなかつた。もともと莊園制は非律令的なものであつたから、律令的なものを多分に温存させていた貴族にたいして、忠實な奉仕者でないのは當然のことであつた。それだけではない。莊園制の發展は、ついに貴族への叛逆者を育てていつた。在地性をもつ地方の豪族が、莊園にたいする現實の支配權をにぎり、やがてこれらの豪族は、律令體制の弛緩の度合の昂進に乗じて必然的に武士化してゆき、武力という實力をもつて、貴族のもつ權力という非實力と對決するようになり、貴族は、その文化は、没落の一路をたどらざるをえなくなつた。その萌芽は十一世紀なかごろで、これを契機として、封建國家體制はだんだん成長していつた。(西岡虎之助)

# 古 代 の 建 築

## 一、神 社

日本の神社建築は飛鳥時代以前に發生してゐたことは疑いないことであるが、古社の成立の事情はすべて、天平時代または以降に編集された記録によつて間接に知られるにすぎない。しかしながら、つとめてもとの形式に従つて改造されつづけて、千數百年の傳統を今日まで保つてきた古社の社殿自身が、その起原の古さを語る最もたしかな資料である。

神殿をたてない古い方式による神社を除き、神社建築の中心をなす神殿について考えると、古くから高床の建築であることが原則となつてゐるが、すでに彌生式時代中期に、床のきわめて高い倉庫らしい建築があつたことが知られており、農民の穀倉の形式が神社の神殿や寶庫に發展したことが主要な徑路であつたらしく、大和朝廷と朝鮮半島との直接の交渉がさかんになつた四世紀後半にはじまる



12 出雲大社本殿 1744造替 鳥根



13 住吉大社第三本殿 1804再建 大阪



14 皇大神宮正殿 1909造替 三重

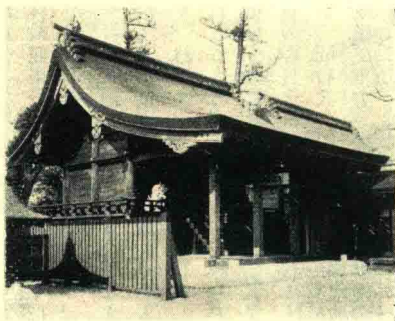


15 春日大社本殿 1863造替 奈良

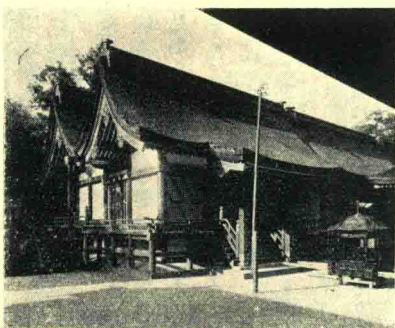
古墳時代中期には、すでに一定の形式をとるようになってゐたと推測される。

出雲大社は最も古い神社の一つとして「古事記」「日本書紀」に記載され、本殿（挿12）の規模の雄大だつたこととして著名である。日本海を渡つて、前漢以來、樂浪文化圏に入つた朝鮮との交通も行われやすかつたという地理的條件が、この社の成立に關係してゐると考えてよからう。細部に後世の變改をうけた部分があるけれども、プランは方一間で、殿内中央にも太い柱があり、切妻造、妻入で、大社造とよぶ本殿の形式はながく保たれてきたものである。大社造の分布はほとんど鳥根地方に限られてゐるのも一特色である。

大阪の住吉大社は神功皇后のときの創立として「書紀」にのせられてゐる。祭神の數に應じて、同形同大の四棟の本殿（挿13）が前後あるいは左右にならんでゐる。奥行の長い切妻造、妻入の建築で屋根が直線からなり、まわりに縁をつけない點などは古風である。この住吉造とよぶ形式は、歴代の天皇の即位にともなつて行われた、大嘗祭のための假建の大嘗宮のユキ、スキ兩院の正殿に類似する



17 賀茂御祖神社本殿 1863造替 京都



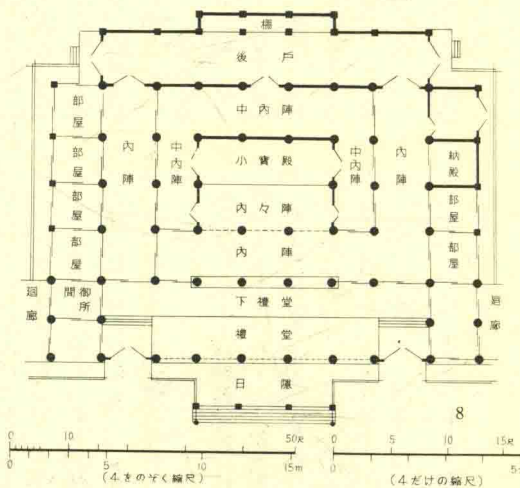
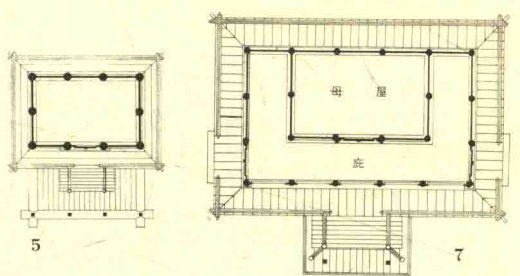
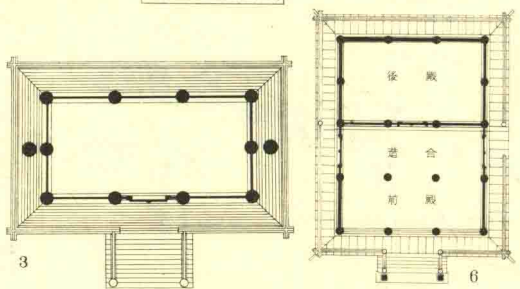
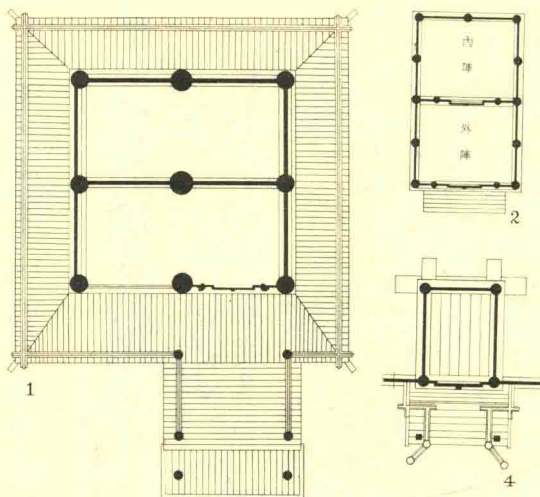
18 宇佐神宮本殿 1861造替 大分



19 日吉大社西殿 1586再建 滋賀



20 八坂神社本殿 1654再建 京都



16 神社本殿の平面  
 1.出雲大社本殿 2.住吉大社本殿 3.皇大神宮正殿 4.春日大社本殿 5.賀茂御祖神社本殿 6.宇佐神宮本殿 7.日吉大社西殿 8.八坂神社本殿

点が多い。これは古墳時代以来の、大和朝廷関係の神祭の神殿の正統的な形式を傳  
 えるものであろう。住吉造の類例は少なく、福岡の住吉神社などがあるだけである。  
 伊勢の神宮は内外兩宮よりなるが、内宮だけを問題にしよう。「書紀」は宗神—

垂仁朝に諸國に宮地をかえた末に今の地に内宮の鎮座をみたとするが、「古事記」  
 によれば、崇神朝またはそれ以前の鎮座であるということになる。したがって古墳  
 時代の初頭というより、むしろ彌生式時代の創立とみてよいのかもしれない。正殿